

## 大阪観光大学 国際交流学部 履修・成績評価規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第22条の2、第25条、第31条、第32条、第33条及び第34条に基づき、国際交流学部の授業科目、授業科目の配当年次・期間、卒業要件、履修登録、成績評価、卒業等に関する事項を定める。

(授業科目の配当年次・期間)

第2条 授業科目、授業科目の配当年次・期間は、本規程に掲げる別表1、1-2、1-3に定めるとおりとする。

2 前項の定めは、2019年度以降入学生には適用しない。

3 2019年度以降入学生の授業科目は学則第22条に定める別表1-2のとおりとする。

(卒業要件)

第3条 卒業の資格を得るには、原則として、本学に4年以上在学し、本規程に掲げる別表1、1-2、1-3により、所定の単位(124単位以上)を修得しなければならない。

2 2019年度以降入学生が、卒業の資格を得るには、原則として、本学に4年以上在学し、学則第22条に定める別表1-2により、所定の単位(124単位以上)を修得しなければならない。

(履修方法等)

第4条 (削除)

(履修登録)

第5条 学生は、学内外からのWEB入力により、所定の期日までに履修登録を完了しなければならない。

2 所定の期日経過後の科目変更・追加・取消は認めない。

(登録単位数の制限)

第6条 各年次に登録できる単位数は、46単位までとし、半期の上限は24単位までとする。

但し、次の各号の場合は、さらに若干の単位数の履修登録を認めることができる。

(1) 当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。

(2) 集中講義等、通常の授業と異なる時期もしくは時間に設置される科目で、当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。

2 教務委員会は、学生の履修登録申請単位数が前項本文の制限を超えている場合は、前項本文但書に該当するか否かを審議する。

3 学長は、第2項の審議に基づき、当該履修登録について定める。

(履修科目の試験)

第7条 学則第25条に定める履修科目の試験は、定期試験、中間試験、レポート、口述テスト等の方法により行うが、平素の小テストや学習意欲・態度等も考慮する。

(授業科目の成績)

第8条 学則第31条に定める授業科目の成績評価は、S(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、D(59点以下)の記号をもって表し、C以上を合格とする。

2 GPA制度については、別に定める。

(授業の出席)

第9条 授業には出席するものとし、正当な事由なく授業時数の5分の1を超えて欠席した場合は、第7条の規定にかかわらず、試験以外に別途科目担当者から課題を課すものとし、試験及び課題の双

方に合格しなければならない。

(学位)

第10条 学則第34条に定める国際交流学部の卒業者に授与する学位は、学士（文学）とする。

(他学部履修)

第11条 学則第22条の2に定めにかかわらず、教授会の定める範囲内で、他の学部の授業科目・単位を履修することができる。

(TOEIC の受検)

第12条 本学部の学生は、大学の指示する日時に TOEIC を受験しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。